

令和3年度

事業概要

福祉局

目 次

I	福祉局の概要	3
II	組織と事務分掌	5
III	令和3年度 主要事業の概要	7

I 福祉局の概要

1. 局長 森下 貴浩

2. 局の職員数 381 人

3. 令和3年度予算の概要

(1) 一般会計 (単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
17 使用料及手数料	189,419	4 民生費	169,373,183
18 国庫支出金	87,531,244	15 諸支出金	900,000
19 県支出金	27,997,326		
20 財産収入	16,266		
21 寄附金	100,660		
22 繰入金	610,583		
24 諸収入	3,987,237		
25 市債	2,393,000		
歳入合計	122,825,735	歳出合計	170,273,183

(2) 国民健康保険事業費 (単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 国民健康保険収入	154,402,030	1 国民健康保険費	154,402,030
歳入合計	154,402,030	歳出合計	154,402,030

(3) 介護保険事業費 (単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 保険料	29,654,939	1 総務費	3,169,028
2 国庫支出金	34,861,710	2 保険給付費	135,057,876
3 県支出金	20,978,780	3 地域支援事業費	10,006,158
4 支払基金交付金	38,425,794	4 基金積立金	1,197
5 繰入金	24,362,232	5 諸支出金	49,864
6 繰越金	1	6 予備費	3,000
7 諸収入	3,667		
歳入合計	148,287,123	歳出合計	148,287,123

(4) 後期高齢者医療事業費

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 後期高齢者 医療事業収入	41,853,651	1 後期高齢者 医療事業費	41,853,651
歳入合計	41,853,651	歳出合計	41,853,651

Ⅱ 組織と事務分掌

政策課

- (1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2)市民福祉の啓発に関すること。
- (3)市民福祉総合計画に関すること。
- (4)福祉事業の企画，開発及び推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5)福祉施設等の整備事業及び助成の調整に関すること。
- (6)家族のケアを行う子ども・若者の支援に関すること。

人権推進課

- (1)人権教育及び人権啓発に関する施策の推進，連絡及び調整に関すること。
- (2)犯罪被害者等の支援に関する相談に関すること。

くらし支援課

- (1)生活困窮者の自立支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)本市の各区の社会福祉協議会に関すること。
- (3)福祉情報システムの運用及び開発に関すること。
- (4)福祉事業の企画，開発及び推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5)福祉に資する人材の確保に関すること。
- (6)自然災害による被災者の生活再建の支援及び生活再建施策に関する連絡及び調整に関すること。

保護課

- (1)生活保護に関すること。
- (2)中国残留邦人等支援給付及び地域生活支援事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)保護施設の認可，指導及び監督に関すること。
- (4)ホームレスの援護，保護の決定及び保護の実施に関すること。
- (5)市立の保護施設及び一時宿泊施設に関すること。
- (6)被保護者等緊急援護資金貸付金に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (7)生活困窮者の自立支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (8)低所得世帯療養資金の償還に関すること。
- (9)生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による医療機関等の指定及び取消し並びに指定医療機関等の指導及び監督に関すること。
- (10)行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。

高齢福祉課

- (1)高齢者の社会参加に関すること。
- (2)戦没者遺族，戦傷病者，引揚者等の援護に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)福祉事業の企画，開発及び推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4)基幹福祉避難所及び福祉避難所に関すること。
- (5)老人福祉施設等の整備，認可等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (6)民生委員及び児童委員に関すること。
- (7)高齢者に対する虐待の防止及び高齢者に対する支援のための措置等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

介護保険課

- (1)介護保険に関すること。
- (2)介護保険事業計画に関すること。
- (3)介護保険システムに関すること。
- (4)地域包括支援センターに関すること。
- (5)あんしんすこやか窓口に関すること。
- (6)地域見守り活動の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (7)介護予防ケアマネジメントに関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (8)ケアプランの適正化に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (9)認知症対策に関すること。

国保年金医療課

- (1)国民健康保険に関すること。
- (2)特定健康診査及び特定保健指導に関すること。
- (3)医療費助成等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4)後期高齢者医療制度に関すること。
- (5)国民年金，特別障害給付金及び年金生活者支援給付金に関すること。

和光園（2）

- (1)入所者の介護に関すること。
- (2)入所者の生活指導に関すること。
- (3)入所者の診療及び看護に関すること。
- (4)入所者の栄養管理及び栄養指導に関すること。
- (5)ケアハウス和光園に関すること。

障害福祉課

- (1)障害者のスポーツの振興に関すること。
- (2)障害者及び障害児の福祉事業の調査，研究及び総合調整に関すること。
- (3)障害者の福祉の啓発に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4)障害者保健福祉計画及び障害福祉計画に関すること。
- (5)障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
- (6)障害者及び障害児の福祉施設に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (7)バリアフリーの推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (8)障害者の就労の促進に関すること。

障害者支援課

- (1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に係る障害福祉サービス等に関すること。（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等の監査及びこれに伴う指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)障害者の福祉施設に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4)障害者虐待の防止及び障害者の養護者に対する支援等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5)障害者及び障害児の地域移行に関すること。
- (6)障害者及び障害児の福祉に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

Ⅱ 組織と事務分掌

ものを除く。)

障害者福祉センター（２）

- (1)身体障害者福祉センターに関すること。
- (2)障害者の福祉の啓発に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)心身障害者扶養共済制度に関すること。
- (4)重度心身障害者の移動支援施策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5)特別児童扶養手当等の支給に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (6)障害者等の相談，療育指導及び医学的診断に関すること。

障害者更生相談所②

- (1)障害者の相談，指導及び判定に関すること。
- (2)身体障害者手帳及び療育手帳に関すること。
- (3)障害者に関する調査，研究，研修及び情報の提供に関すること。
- (4)関係機関への障害者に関する技術的援助及び助言に関すること。

※障害者更生相談所における職員は、障害者福祉センターにおける職員をもって充てる。

発達障害者支援センター（２）

- (1)発達障害者及びその家族に対する専門的な相談，助言及び支援に関すること。
- (2)医療，保健，福祉，教育その他これらに類するものに係る業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれらに従事する者に対する発達障害（発達障害者支援法（平成16年法律167号）第2条第1項に規定する発達障害をいう。）に係る情報提供及び研修に関すること。

ひきこもり支援室（２）

- (1)ひきこもり状態にある者及びその家族等への相談支援に関すること。
- (2)ひきこもりに関する情報発信に関すること。

監査指導部

- (1)社会福祉法人の設立の認可等並びに社会福祉法人及び社会福祉事業を行う施設（保護施設を除く。）の監査及び指導に関すること。
- (2)介護サービス事業者等の指定，監査及び指導等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等に関すること。
- (4)人福祉施設等の指導及び監督に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5)障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等の指定，監査及び指導に関すること並びに地域生活支援事業者の認定等に関すること。（他の所管に属するものを除く。）
- (6)障害者福祉施設等（障害児入所施設含む）従事者による障害児者虐待の防止等に関すること。

※事業所及び行政機関の表示については次のとおり
(1)は第1類（部相当）、(2)は第2類（課相当）、
(3)は第3類（係相当）、(4)は第4類の事業所を示す。
①は部相当、②は課相当の行政機関を示す。

Ⅲ 令和3年度 主要事業の概要

【高齢者や障害者の方への支援】

1. 介護人材確保プロジェクト「コウベ de カイゴ」の推進

(1) 介護・障害福祉分野における ICT 活用 〔介護保険課・障害者支援課〕

職員がより働きやすい環境整備を促進するため、介護・障害福祉サービスの入所施設において、インカムによる情報共有や記録作成のシステム等を導入する際の費用の一部を補助します。

また、企画調整局医療・新産業本部と共同で介護ロボット等の開発や導入について、企業と介護保険事業所の双方から相談を受ける窓口を開設し、事業所が介護ロボットや ICT 機器等を体験導入する機会を企業の協力により提供するとともに、業務の効率化や介護職員の負担軽減に向けた検討を支援します。

(2) 新規採用介護職員にかかる住宅手当補助 〔介護保険課・障害者支援課〕

介護・障害福祉分野における介護人材の不足が喫緊の課題となる中、その確保を促進するため、所在地の区外から新たに正規職員を採用した事業所に対し、法人が負担する住宅手当の一部を補助します。

(3) キャリアアップへの支援 〔介護保険課〕

介護人材のキャリアアップへの支援を目的として、引き続き、「神戸市高齢者介護士認定制度」の合格者に対し、介護福祉士資格を取得するための支援金を支給するとともに、事業所に対し、職員が同制度を受講する際に必要となる代替職員確保にかかる経費を補助します。

併せて、特別養護老人ホームの職員が、喀痰吸引等の医療的ケアを行うための資格を取得する研修費用を補助するほか、事業所に対し、職員が受講する際に必要となる代替職員確保にかかる経費を補助します。

(4) 外国人介護人材にかかる日本語学習等の支援（「KOBE de KAIGO」） 〔介護保険課〕

介護保険事業所における外国人介護人材（技能実習生等）のレベルアップを図り、人材の確保・定着を支援するため、日本語や資格取得に関する学習について、事業所や本人が負担する費用の一部を補助するとともに、研修を受講する際に必要となる代替職員確保にかかる経費を補助します。

2. 認知症の人にやさしいまちづくりの推進

(1) 認知症「神戸モデル」の実施 〔介護保険課〕

65歳以上の方を対象に早期受診・早期対応を目的とする無料の「診断助成制度」と、認知症の方が起こした事故で被害に遭われた方への見舞金や賠償責任保険を内容とする「事故救済制度」を組み合わせた神戸モデルを引き続き実施します。

(2) 認知症の方とその家族への支援

〔介護保険課〕

認知症の方やその家族が安心して暮らしていけるよう、引き続き、初期集中支援チームによる訪問支援や、市内7か所の認知症疾患医療センターにおける専門医療相談・認知症サロンを実施します。

また、在宅で生活する認知症または軽度認知障害と診断された方に対し、見守りや話し相手、外出の付き添い等を行う「KOBE みまもりヘルパー」を派遣します。

3. 高齢者の社会参加促進

〔高齢福祉課・介護保険課〕

ハローワーク等と連携した広報啓発などにより高齢者就労を促進するほか、65歳以上の高齢者が介護保険事業所で掃除・洗濯物の整理などの活動を行った場合にポイントを付与し、交通費などへの換金を行う「KOBE シニア元気ポイント」制度により、地域活動への参加を促進するとともに、フレイル予防につなげます。

また、身近な地域で気軽に参加できる「つどいの場」の運営を支援することにより、フレイルの進行や認知機能の低下を防止し、高齢者の交流・活動を促進します。

4. 介護保険施設整備の促進

〔高齢福祉課〕

「第8期神戸市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画（令和3～5年度）」に基づき、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなどの介護保険施設の整備に対する補助を行います。また、施設の感染防止や災害時の対策強化を支援するため、多床室の個室化整備や非常用自家発電機設置等に対する補助を行います。

5. 障害者にかかる相談支援体制の充実

〔障害者支援課〕

障害者や家族の相談に応じた適切なサービス利用計画の作成を担う相談支援専門員が不足していることから、相談支援専門員を新たに雇用・配置した相談支援事業所に対する補助を行います。

併せて、市内19か所ある「障害者相談支援センター（旧：障害者地域生活支援センター）」による市内の相談支援事業所への指導や研修を強化し、人材育成を含めた市全体の相談支援体制の充実に取り組みます。

6. 親なき後対策の強化

(1) 障害者地域生活支援拠点における見守り支援

〔障害者支援課〕

各区に整備した「障害者地域生活支援拠点（旧：障害者支援センター）」に配置する見守り支援員を中心として、令和2年度に作成した対象者台帳に基づき、訪問等による実態把握や障害福祉サービスへのつなぎなど、障害者の見守りを行います。

(2) グループホームの整備

〔障害福祉課〕

障害者の地域移行を支える住まいとなるグループホームについて、改修などにかかる経費の補助を引き続き実施します。

また、不動産取引業者を介してグループホームへの転用を希望する民間住宅を募集し、グループホームの運営を希望する法人への紹介を行い、整備を促進します。

7. 障害者の就労支援

〔障害福祉課〕

市内5か所に設置している「しごとサポート」において、障害者の一般就労に向けた支援を行います。また、多様な働き方の選択を可能とすることで就労機会の拡大につなげるため、週20時間未満の超短時間雇用を推進するとともに、ICTを活用した在宅就労を支援します。

8. 障害児支援の質の向上

〔障害者支援課〕

障害児の通所支援を行う事業所（放課後等デイサービス、児童発達支援）が年々増加していることを背景に、事業所における支援の質の向上を図るため、作業療法士等の専門家の訪問により事業所への指導・助言を行います。

【くらしの安心と貧困の連鎖防止】

1. こども・若者ケアラーへの支援

〔政策課〕

家族にケアを要する人がいることで、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負っている「こども・若者ケアラー」について、その孤立を防ぎ、地域社会全体で支援していくことを目指し、関係者及び当事者からの相談を受け、支援の調整を担う窓口を設置するとともに、身近で接する方々への理解促進や当事者同士の交流・情報交換の場づくりを進めます。

2. 特定健診の受診率向上に向けた取組み

〔国保年金医療課〕

国民健康保険被保険者を対象とした特定健診の受診率向上を目指し、利用者負担を一律で無料にします。

併せて、特定健診にかかる予約・問い合わせについても、Web予約サイトやチャットボットを活用することにより、利便性の向上を図ります。

3. ひきこもり支援の充実

〔ひきこもり支援室〕

相談員による面談や家庭訪問、家族の居場所づくりや就労支援等を引き続き行うとともに、関係機関と連携することで、早期発見・支援の体制強化や、長期化の防止を図ります。

4. 災害時要援護者支援の推進

〔高齢福祉課〕

地域の要援護者支援団体への災害時要援護者台帳の提供を進めるほか、基幹福祉避難所に加え、福祉避難所指定施設のうち、社会福祉施設における開設・運営訓練の実施を促進し、要援護者が安心して暮らすことのできる地域づくりを推進します。

5. 公共交通のバリアフリー化の促進

〔障害福祉課〕

高齢者・障害者を含めた誰もが利用できるまちづくりを推進し、転落事故防止等を図るため、鉄道駅舎のエレベーター整備やホーム柵整備などバリアフリー化を支援します。

< 令和 3 年度 整備予定一覧 >

	事業者	駅名	工期
バリア フリー化	阪神電気鉄道	大開駅 (EV・多機能トイレ)	令和元年度 ~ 令和 3 年度
	山陽電気鉄道	東須磨駅 (EV・多機能トイレ)	令和 2 年度 ~ 令和 4 年度
ホーム柵 整備	阪急電鉄	春日野道駅 (EV・多機能トイレ・可 動式ホーム柵)	令和 2 年度 ~ 令和 4 年度
	JR 西日本	三ノ宮駅 (昇降式ホーム柵)	平成 29 年度 ~ 令和 4 年度
	阪神電気鉄道	神戸三宮駅 (可動式及び昇降式ホー ム柵)	令和元年度 ~ 令和 3 年度

6. 事業者への指導監査の徹底

〔監査指導部〕

介護・障害福祉サービス事業者に対し、定期的な実地指導、通報等に基づく監査（立入調査）を行うほか、制度周知や適切な事業運営のための留意事項等についての事業者説明会を開催し、事業者の指導・監督の強化・充実を図ります。

7. 国民健康保険料の収滞納業務の改編

〔国保年金医療課〕

各区役所で行っている滞納処分等の業務を行財政局税務部に集約化し、資力がありながら納付に応じない世帯等への対応を強化します。併せて、有効期間の短い保険証について、窓口更新から郵送方式に変更し、区役所への来庁者数の抑制ならびに保険証の未更新の解消を図ります。

8. 生活困窮者にかかる自立相談支援体制の強化

〔くらし支援課〕

各福祉事務所に設置した「くらし支援窓口」において、生活困窮者からの相談に応じて必要な情報提供及び助言を行い、包括的な支援を実施します。個々人の課題に沿った個別支援計画を策定するため、令和 3 年度は窓口の体制を強化し、新型コロナウイルスの影響によって生活危機に直面した方々の自立に向けた支援を行います。

9. ICT を活用した生活困窮世帯へのリモート学習支援

〔くらし支援課〕

従来の集合型に加え、経済的な事情による学力格差が懸念される中学生の支援として、大学生講師とのオンライン学習を実施し、令和 3 年度からは経済的に厳しい世帯の中学 1 年生にも対象を拡大します。（愛称：「リモスタ」）